

【連絡】インターンシップ等を希望する学生へ

1 手続きの流れ

手続きについては、次のとおりです。

大学は、「教師への道」インターンシップ事業について、学生に周知するとともに、「受入形式一覧」等を掲示し、「申請書」等を窓口準備する。

学生は、「受入形式一覧」(掲示)で、希望する市町村の受入形式を確認する。
※「受入形式一覧」等の関係資料は、高校教育課のホームページにも掲載。

希望する市町村が「マッチング形式」の場合

学生は、大学窓口で「申請書」を受け取り、必要事項を記入し、大学窓口へ提出する。
(大学内の提出期限は各大学で設定)
※学生は、提出期限に注意すること。

大学は、「申請書」と「申請総括表」を県教育委員会へ送付する。

県及び市町村教育委員会は、「申請書」に基づいたマッチングを行い、該当の学校園へ連絡する。

学校園は、学生本人へ電話連絡し、面接の日程を決定する。

学校園は、学生本人と面接を行い、相互に条件が合えば、契約書を交わす。
(ボランティア保険への加入等が必要)

学校園は、県又は市町村教育委員会に契約書の写しを送付する。

インターンシップ等開始

希望する市町村が「求人票形式」の場合

学生は、「【求人票形式】受入学校園一覧」(掲示)で希望する学校園を確認する。
※「【求人票形式】受入学校園一覧」の情報は、令和5年4月時点のものであり、受入先等の状況を踏まえ、受入を見合わせる場合がある。

学生は、希望する学校園に直接電話連絡し、面接の日程を決定する。

学校園は、学生本人と面接を行い、相互に条件が合えば、契約書を交わす。
(ボランティア保険への加入等が必要)

学校園は、県又は市町村教育委員会に契約書の写しを送付する。

インターンシップ等開始

2 手続きに関わる注意事項

(1) 「契約書」(確認書類)を交わすことについて

- ・面接では、学校園と十分に話をしてください。
- ・契約する場合、無理をせず、可能な範囲での活動となるような形で契約してください。そのためには、あらかじめ可能な期間、曜日、時間帯等についての許容範囲をしっかりと考えておくことが大切です。
- ・契約する際には、印鑑が必要なので持参してください。
- ・面接の日、健康診断書を持参してください。

(2) 保険の加入(必須)について

- ・インターンシップ等を開始するまでに次の条件をすべて満たすボランティア保険に必ず加入してください。
 - 学生自身を被保険者とする保険であること。
 - インターンシップ等の活動及び移動中の事故、学校園の幼児・児童・生徒等他者への傷害、財物破損等を補償するものであること。
 - インターンシップ等の活動期間終了まで有効であること。
- ・上記の条件を満たすボランティア保険に加入していない場合は、「保険加入願」を県教育委員会に提出すれば、県教育委員会が保険料を負担し、保険加入手続きを行うことも可能です。
- ・県教育委員会での保険加入手続きを希望する場合は、原則インターンシップ等を開始する月の前の月の15日までに「保険加入願」を提出してください。
(例) 9月中にインターンシップ等を開始したい場合は、8月15日までに提出する。)

(3) 健康診断(必須)について

- ・今年度、大学等で受診した健康診断の診断書(写しで可)を、面接の日持参してください。
- ・やむを得ず当日持参できない場合は、活動の開始日までに学校園に持参してください。
- ・面接の際(もしくはその後)、学校園から別途指示(受診項目の追加受診の依頼等)がある場合は、それに従い、活動の開始日までに持参してください。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策について

- ・受入先である学校園における感染症対策の指示に従ってください。
- ・インターンシップ等の実施2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすことなど、感染リスクを下げる行動を徹底してください。
- ・インターンシップ等中、発熱等の風邪症状やその他体調不良が見られる場合には、学校園と相談の上、幼児・児童・生徒との接触は絶対に避け、自宅で休養するようにしてください。
- ・家族等の感染が確認されるなど濃厚接触者に特定された場合は、学校園と相談の上、対応してください。